

広報かわぐち広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川口市広告掲載要綱（平成21年5月1日施行。以下「要綱」という。）及び川口市広告掲載基準（以下「基準」という。）に定めるもののほか、広報かわぐち（以下「広報紙」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格)

第2条 広告の規格は、次のとおりとする。

(1) 1号広告 縦4.5cm×横18.5cm

(2) 2号広告 縦4.5cm×横9cm

使用色 2色（スミ・シアン）

(広告の掲載料)

第3条 前条に規定する広告の掲載料は、次のとおりとする。

(1) 1号広告 1回につき 104,900円（税込み）

(2) 2号広告 1回につき 52,450円（税込み）

(広告の掲載位置及び枠数)

第4条 広告を掲載する位置は、広報紙の9ページから17ページの範囲で2色刷り面5段中最下段とし、月ごとの掲載状況によって掲載枠を変更することができるものとする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は1発行単位とし、複数回にわたる掲載も可能とする。

(広告掲載希望者の募集)

第6条 広告掲載希望者の募集は、2月(5月号から10月号までの広告枠)と8月(11月号から翌年4月号までの広告枠)に、広報紙等で行うものとする。

2 市長は、募集を行うにあたって、掲載実績のある私企業等に対し、広告掲載の案内をすることができる。

3 市長は、広告枠に空きがあるときは、随時募集を行うことができる。

4 市長は、広告掲載希望者が募集枠に満たないときは、広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申し込み)

第7条 広告掲載希望者は、広報かわぐち広告掲載申込書（様式第1号）に、

掲載しようとする広告の原稿案及び必要書類を添付して、市長に申し込みをするものとする。

（広告掲載の可否の決定）

第8条 市長は、前条の規定により広告掲載の申し込みがあったときは、当該申し込みにかかわる広告案等を要綱第3条第1項及び基準に基づき、掲載の可否及び内容等を審査し、その掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、広告掲載希望者が、第4条に規定する枠数を超えたときは、次の順位により決定する。

(1) 市内に店舗、事業所等を有する私企業等

(2) 前号に掲げる以外のもの

3 市長は、前2項の規定により掲載の可否を決定したときは、広報かわぐち広告掲載・不掲載通知書（様式第2号）により通知するものとする。

4 市長は、広告掲載に関する疑義が生じた場合は、要綱第5条に規定する審査会に諮るものとする。

5 市長は、広告案を審査した場合において、必要があると認めるときは申し込み者に修正を求めることができる。

（承諾書の提出）

第9条 広告掲載可の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、広報かわぐち広告掲載承諾書（様式第3号）を提出するものとする。

（広告掲載料の納付）

第10条 広告主は、広告掲載料を市が指定する期日までに、一括納付するものとする。ただし、特別の理由があると認められたときは、この限りでない。

（広告原稿の提出）

第11条 広告主は、広告を掲載する広報紙の発行日の20日前までに、広告原稿を提出するものとする。

2 広告の内容及びデザイン等については、市及び広報紙の信用性及び信頼性等を損なうことのないようにするものとする。

3 広告原稿は、原則として広告であることを明示するものとする。明示位置は広告原稿の右上とし、サイズは縦4mm、横8mmで「広告」と明示するものとする。なお、指定サイズを超える大きさに明示することも可能とする。

（広告掲載決定の解除）

第12条 市は、次の各号に該当する場合には、広報かわぐち広告掲載解除通知書（様式第4号）により広告掲載決定を解除することができるものとする。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

- (2) 指定する期日までに原稿提出がないとき。
 - (3) 市からの広告掲載内容に関する修正依頼に応じないとき。
 - (4) その他広報紙への広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。
- 2 広告主は、自己の都合により広報紙への広告掲載を取りやめるときは、広報かわぐち広告掲載取りやめ申出書（様式第5号）により市長に申し出るものとする。
- 3 市は、広告主が前項の規定により広告掲載を取りやめた場合においては、納付済みの広告掲載料は返還しない。

（広告掲載料の返還）

- 第13条 市は、広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載ができなかった場合は、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。
- 2 前項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

（広告主の責務）

- 第14条 広告主は、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。
- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市に対して保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に関連する苦情又は損害賠償の請求があったときは、広告主の責任及び負担においてこれらを解決するものとする。

（その他）

- 第15条 この要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年8月1日から施行する。

なお、広報かわぐちに掲載する広告の取扱いに関する要綱及び広報かわぐちに掲載する広告の取扱いに関する基準(平成16年2月18日助役決裁)は、廃止する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年１０月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和６年１０月１日から施行する。